

令和7年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

令和7年12月10日（水曜日）

議事日程 第4号

令和7年12月10日（水曜日）午後2時30分開議

日程第 1 陳情の審査報告

日程第 2 議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

日程第 3 開会中における所管事務調査報告

日程第 4 閉会中における所管事務調査の申出

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	川 端 悟 君	2番	峯 岸 敬 一 君
3番	笛 木 美登利 君	4番	嶋 田 由紀子 君
5番	井 上 景 子 君	6番	松 本 幸 喜 君
7番	羽 鳥 光 博 君	8番	堀 越 真由子 君
9番	備前島 久仁子 君	10番	高 橋 茂 樹 君
11番	浅 見 武 志 君	12番	月 田 均 君
13番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

○開 議

午後2時30分開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 陳情の審査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第1、陳情の審査報告を議題といたします。

初めに、陳情受理番号3、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号3番、受理年月日、令和7年11月14日。教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書。

陳情者又は代表者の住所・氏名は、前橋市大手町3-1-10、教育会館内、群馬県教職員組合県央支部、支部長、石井崇。審査結果は、趣旨採択とすべきもの。

陳情の趣旨でございます。2021年の法改正によって、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば2025年度に完了となる。今後は、小学校にとどまることなく、中学校、高等学校での早期実施ときめ細かい教育活動を進めるため、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であるといった趣旨になります。

審査経過でございます。委員の主な意見。浅見委員からは、学校の問題は県の教育委員会が扱うところであり、町議会としてはどうにもできないということで、趣旨採択。

井上委員からは、他自治体の話を聞いても、教職員の不足について話を聞くことがあるので、内容については理解できるということで、趣旨採択。

川端委員、内容としては至極当然のことと思う。ただ、ここで議論することではないと思うので、趣旨採択。

笛木委員、玉村町は、加配教員を手厚く配備しているという話を聞いた。その点についても、町は力を入れていると感じるということで、趣旨採択。

高橋委員、国へ意見書をということで、玉村町議会としてこれを出すということであれば不採択、

ということになります。

表決の結果、「趣旨採択とすべきもの」4名、「不採択とすべきもの」1名で、本陳情は「趣旨採択とすべきもの」となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は、趣旨採択とするものです。

これより、本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより、本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は、趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号4、義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

受理番号4番、受理年月日、令和7年11月14日。

義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書採択の陳情書。

陳情者又は代表者の住所・氏名は、前橋市大手町3—1—10、教育会館内、群馬県教職員組合県央支部、支部長、石井崇。審査結果は、趣旨採択とすべきもの。

陳情の趣旨でございます。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられましたが、自治体間の教育格差を生じさせることなく、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、子供たちの豊かな学びを保障するための財源を保障することが国の責務です。このためには、国庫負担率の2分の1への復元など、義務教育費国庫負担制度の一層の拡充が必要です、といった内容になります。

各委員においては、陳情受理番号3番の陳情と同様の理由ということで、表決の結果、「趣旨採択とすべきもの」4名、「不採択とすべきもの」1名となりました。結果、本陳情は「趣旨採択とすべきもの」となりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

民生文教常任委員長の審査報告は、趣旨採択とするものです。

これより、本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより、本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は、趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。



○日程第2 議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の制定について

◇議長（新井賢次君） 日程第2、議案第57号 玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇]

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第57号、件名、玉村町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決、議決の理由、内容は妥当なものと認める。

審査報告です。この条例は、子ども・子育て支援法に基づく給付として新たに創設される事業で、保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子供を対象とし、一月当たり一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度でございます。

慎重審議し、表決の結果、原案可決となりました。

以上でございます。

◇議長（新井賢次君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で、民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は、原案可決とするものです。委員長の報告のとおり、原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第3、開会中における所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第4 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（新井賢次君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長から申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○字句等整理委任について

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（新井賢次君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和7年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は12月1日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には全19議案を慎重にご審議いただき、条例制定を含む全ての議案につきまして、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、一般質問においては、12名の皆様から町政各般にわたるご質問がございました。議案審議や一般質問の中で、ご指摘、ご提言いただきましたことは、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

さて、今年は太平洋戦争の終戦から80年の節目に当たり、本町でもこの節目を機に様々な事業を行いました。この戦争のなかった戦後80年の歴史を、戦後90年、さらに戦後100年へと継続させることが今を生きる私たちの責務でありますので、改めて平和への誓いを新たにし、次世代への記憶の継承に向けて力を尽くしてまいります。

また、来年3月には、東日本大震災から15年を迎えます。現在も多くの方が行方不明のままであり、ご家族や被災された方の心の傷はいかばかりかと、計り知れない思いに胸が痛みます。加えて、福島第一原発事故による放射性物質の問題をはじめ、復興や被災者支援、環境対策など、多方面での取組がいまだに求められています。町としましては、これらの大規模災害による被害を教訓として、地域防災力の強化をはじめとする防災、減災対策に鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様には引き続きこれら行政運営に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、12月に入り、寒さが一段と厳しくなり、これから本格的な冬の到来を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心から祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。



○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 令和7年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月1日に開会し、本日までの10日間にわたり、条例の制定や一部改正、令和7年度の一般会計並びに特別会計の補正予算等の議案が慎重審議されました。また、一般質問においては12人の議員が様々な観点から町政をたずねなど、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問での議員からの意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、来たるべき令和8年が、玉村町にとりまして、さらなる発展する輝かしい年となることを願いますとともに、議員各位並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、これから年末に向けて健康には十分留意され、健やかな新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（新井賢次君） これをもちまして、令和7年玉村町議会第4回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後2時50分閉会